

杉並区 堀ノ内 松ノ木 梅里 大宮 青少年育成委員会規則

本会の事業執行にあたり、円滑かつ有効にその目的を達成するため、以下のとおり定める。

(委 員)

第1条 青少年育成委員会の委員は80名以内とし、次の各号に掲げるものを会長これを委嘱する。

- | | |
|--|--------|
| (1) 梅里一丁目町会から推薦された者 | 5名以内 |
| (2) 松ノ木町会 | 〃 6名以内 |
| (3) 堀ノ内南町会 | 〃 5名以内 |
| (4) 堀ノ内自治協力会 | 〃 4名以内 |
| (5) 堀ノ内西町会 | 〃 3名以内 |
| (6) 堀ノ内町会 | 〃 4名以内 |
| (7) 堀ノ内一・二丁目町会 | 〃 5名以内 |
| (8) 大宮一丁目自治会 | 〃 4名以内 |
| (9) 大宮二丁目自治会 | 〃 3名以内 |
| (10) 地域小学校 PTA (松ノ木・堀之内・済美・大宮・杉十・済美養護) | |
| (11) 地域中学校 PTA (松ノ木・大宮) | |
| (12) 地域高等学校・短期大学代表 | |
| (13) 地域小学校校長代表 | |
| (14) 地域中学校校長代表 | |
| (15) 児童館代表 (堀ノ内東・堀ノ内南・松ノ木・大宮) | |
| (16) 地域区議会議員代表 | |
| (17) 青少年委員 | |
| (18) 体育指導委員 | |
| (19) 主任児童委員 | |
| (20) 保護司代表 | |
| (21) 地域協力委員 (本会の目的に熱意と理解があり、地域に居住する者) | 16名以内 |

2 各町会・自治会選出の委員数は、その住民登録世帯数で選出する。

500 世帯未満	2 名以内
1,000 世帯未満	3 名以内
2,000 世帯未満	4 名以内
3,000 世帯未満	5 名以内
3,000 世帯以上	6 名以内

3 その他必要な事項は、役員会で定める。

(地域協力委員)

第2条 地域協力委員は、役員会にはかり、総会において承認を得る。

2 地域協力委員数は、委員の2割程度とする。

(お見舞、弔事)

第3条 1 委員在任中の入院が一カ月を超えた場合、見舞金は3,000円とする。

2 委員在任中の逝去の場合、弔慰金は5,000円とする。

付則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付則 この規則は、平成26年10月17日から施行する。

付則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。